

Ⅲ 全国大会等参加事業

近年、町内の児童・生徒のスポーツ活動や文化芸術活動などの県内外における活躍には、目覚ましいものがあります。この将来を担う子どもたちの視野を広げ、目的意識をさらに高めていくことが望まれます。

このようなことから、この事業では、子どもの経験や技術向上の機会を増やし、自己研さんや目的意識の高揚を図り、ひいては大きな舞台で活躍する子どもたちを応援してほしいと考えています。

1 補助対象者

補助の対象は、次に掲げる者です。

(1) 大会出場や研修会参加等の経費に係る事業

- ① 時津町に住所を有する青少年で補助対象事業に参加登録された者
- ② 前記①の補助対象者が所属する町内チーム又は団体の監督、コーチ等で、補助対象事業に参加しなければならない者（次表の「○」のある者）

大会参加チーム	団体競技・個人競技の別	監督等の補助対象の可否	
		町内在住者	町外在住者
町内チーム	団体競技	○	○
	個人競技	○	○
町外チーム	団体競技	×	×
	個人競技	×	×
県選抜チーム	団体競技	×	×
	個人競技	×	×

- ③ 前記①の補助対象者が障害者であり、かつ、介助を必要とする場合に、その介助を行う者

(2) 懸垂幕や横断幕等の製作費に係る事業

- ① 町内に住所を有する者
- ② 応援や啓発対象となる青少年が所属する町内団体の代表者

2 対象となる事業

次に掲げる事業を補助の対象としています。

- (1) 予選会を経て参加資格を得た（日本スポーツ協会や長崎県スポーツ協会若しくは日本オリンピック委員会に加盟する各種競技団体、これに準ずるスポーツや芸術文化の団体または長崎県による選抜、推薦等により参加資格を得た場合を含む。）国際大会、全国大会、九州大会または離島で開催される県大会

- (2) 国、県、市町村または県規模以上の公共的団体が主催する研修会、体験事業等
- (3) 国際大会、全国大会、九州大会等への出場が決定した個人又は団体の応援、啓発のための町内施設に掲示する懸垂幕、横断幕等の費用

3 対象となる事業で特殊なもの

- (1) 水泳競技や陸上競技においては、標準記録の突破が大会への参加資格となる場合があります。この場合は、教育委員会が九州大会以上の大会と認める大会のみが補助対象となります。(2-1))
- (2) 九州大会以上の大会で好記録を出したことで、さらにその上位大会の出場選考に伴う競技会に出場する場合は、その競技会は補助対象とします。(2-1))

4 対象とならない事業等

- ① 公的団体等の公認、共催または後援を得ずに、独自に開催する大会等
 - ※ 公的団体等とは、日本スポーツ協会や長崎県スポーツ協会もしくは日本オリンピック委員会に加盟する各種競技団体、これに準ずるスポーツや芸術文化の団体又は長崎県とします。
- ② 市町村が、夏休み教室や公民館講座等の教室・講座として実施する事業
- ③ 地域振興や観光、娯楽の内容が多い事業
- ④ クラブ内または、少数のクラブ間で実施した予選会等を経て参加する事業
- ⑤ 順位を決定する通常の大会と異なり、技量を認定するためのコンテスト、検定
- ⑥ 選抜や推薦出場であるが、抽選で出場が決定したなど、競技力を認めたいうえでの選抜・推薦とは認められないもの
 - ※ ただし、順位決定戦で同点、同着により抽選を行ったものはこの限りではありません。
- ⑦ 強化試合、合宿、招待試合である事業、もしくは交流を目的とする事業
- ⑧ 正式な大会要項が無い事業

5 補助金の額と対象経費

補助対象経費	補助金の額	補助事業数等
(1) 予選会を経て参加資格を得た(選抜、推薦等により参加資格を得た場合を含む。)国際大会、全国大会、九州大会又は離島で開催される県大会に参加する個人の参加負担金、旅費、宿泊費等	参加負担金及び旅費の8割並びに宿泊費の10割(ただし、1泊あたりの限度額を5,000円とします。)とし、1人あたりの限度額を300,000円とします。	原則として、1案件につき1回とします。 国際大会は、1年度間に1案件とします。
(2) 国、県、市町村または県規模以上の公共的団体が主催する研修会、体験事業等に参加する個人の参加負担金、旅費、宿泊費等	参加負担金及び旅費の8割並びに宿泊費の10割(ただし、1泊あたりの限度額を5,000円とします。)とし、1人あたりの限度額を300,000円とします。	・同一内容の事業に参加する場合は、2年度間に1回とします。
(3) 国際大会、全国大会、九州大会等への出場が決定した個人又は団体の応援、啓発のための懸垂幕、横断幕等の製作費用	補助対象経費の10割とし、懸垂幕、横断幕等1本あたりの限度額を50,000円とします。	原則として、1案件につき1回とし、懸垂幕、横断幕等は3本以内とします。

※ 公共団体等からの補助金やクラウドファンディングなど当該大会に参加するための旅費、宿泊費、参加負担金に使用する目的で新たに得た資金がある場合は、補助対象経費から当該特定資金を差し引いて補助金の額を算出するものとします。

※ 算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

6 旅費の算定における留意事項

(1) 旅費の種類

旅費は、出発地から目的地までを最も経済的な方法及び通常の経路により計算した額とします。また、割引料金が適用される場合は、割引された額で計算します。なお、旅費は、時津町職員の旅費に関する条例・規則に準じて算定します。

① 鉄道運賃

② 航空運賃

③ 船賃

※ フェリー乗船における車両料金は、乗り合わせた人数で割ってください。

④ バス料金

※ 貸切バスを使用する場合は、借上料（有料道路料金、燃料費を含む）を乗り合わせた人数で割ってください。

⑤ 自家用車およびレンタカーの費用

※ 自家用車の経費は、37円に出発地点から会場までの往復距離（会場から宿泊施設までの移動距離は除く）を乗じて計算した額とします。なお、往復距離は、1km未満の端数を切り捨てとします。

※ レンタカーの経費は、レンタル料金と、出発地点から会場、宿泊施設までの往復に要した燃料代の実費とします。

※ 有料道路料金や駐車料金がある場合は、経費として加算してください。

※ 自家用車及びレンタカーの費用は、運転手を含む乗り合わせた人数で割ってください。

⑥ タクシー料金

※ 後記(3)の①の現地旅費として支給される以外は補助対象外です。

(2) 出発地および帰着地（出発地→宿泊地→帰着地）

① 集合および解散場所が普段活動している場所、または時津町、長与町、長崎市内の指定された場所である場合には、そこを出発地、帰着地とします。

② 時津町発着の海上タクシーを使用する場合には、そこを出発地、帰着地とします。

※ 特殊な事情がある場合は、所管課にご確認ください。

(3) 現地での会場と宿泊施設の移動費が必要な場合は、現地旅費として1日・1人あたり次の額を補助対象額に計上することができます。

① 公共交通機関利用（タクシーを含む） 1,000円

② 自家用車使用 1,000円を乗車した人数で除した額

7 宿泊費の算定における留意事項

(1) 宿泊費は、参加するために最低限必要な日数分が補助の対象となります。

(2) 自由練習や監督会議、交流試合等のための宿泊費用は、補助対象外です。

(3) パック料金の場合は、宿泊費と運賃に分けることができないため、旅費等計算書の旅費欄で計算してください。

(4) 途中敗退や棄権等により以後の試合に出られなくなった場合は、その日の宿泊までが補助対象です。パック料金の場合は、補助対象とならない宿泊日数分に宿泊費の補助上限である 5,000 円を乗じた額を旅費の合計額から差し引いて計算してください。

8 申請方法

(1) 申請者

大会出場や研修会参加等に係る補助金申請は、対象となる青少年の保護者又は監督などの引率者が行ってください。

また、懸垂幕や横断幕等の製作に係る申請は、町内に住所を有する者又は応援や啓発の対象となる青少年が所属する町内の団体の代表者が行ってください。

(2) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。

区 分 書 類	国際・全国・九州大会・離島の県大会	研修会・体験事業	懸垂幕・横断幕
補助金等交付申請書（所定様式）	○	○	○
見積書			○
補助金計算書（所定様式）	○	○	
旅費等計算書（所定様式）	○	○	
大会要項と参加申込書（補助対象者の氏名が確認できるもの）	○	○	○
予選の大会要項と結果表 ※県選抜出場は認定書（または選抜者と確認できるもの）、推薦出場は推薦書 ※研修会・体験事業は参加通知等	○	○	○
補助対象者と申請者の関係が確認できるもの（部員名簿等） ※保護者以外の者が申請する場合のみ	○	○	

(3) 申請期限・事業着手時期

大会等出場経費に係る補助申請書類は、当該大会開催日の2週間前までに提出してください。また、応援懸垂幕・横断幕の製作発注は、補助申請書類を提出し、その交付決定に係る町からの通知（補助金等交付決定通知書）を受けてから行ってください。

なお、補助金交付のルールとして、事業を実施する前に、事業の計画について審査を経て、補助金等交付決定通知書を受けなければなりません。

9 補助金の支出について

原則として、補助金は、実績報告書の提出後に支給されます。

10 報告書の提出について

事業完了後、30日以内に下記の書類を提出してください。

書 類 \ 区 分	国際・全国・九州大会・離島の県大会	研修会・体験事業	懸垂幕・横断幕
補助金実績報告書（所定様式）	○	○	○
事業実施報告書 （補助対象者全員の感想文）	○	○	
大会資料	○	○	
大会結果表	○		
補助金精算書（所定様式）	○	○	
旅費等計算書（所定様式）	○	○	
補助対象経費の領収書	○	○	○
事業写真 （会場看板を背景に1枚、懸垂幕等は完成写真）	○	○	○

11 その他注意事項

(1) 実際に要した費用を確認するため、領収書等の証拠書類が無い経費に対しては、補助できません。ただし、路線バスなど、領収書をもらうことができない場合は、その額を確認のうえ、町担当者にご相談ください。

なお、自家用車におけるETC利用で領収書がその場で発行されない場合は、インターネットのETC利用照会サービスで利用証明書を受領され、添付してください。車両番号とETCカード番号で利用証明書は入手できます。

(2) 申請時に旅費等計算書で指定した交通手段以外の旅費については、安価である場合または、やむを得ないと認められる場合を除き、補助しません。

(3) 応援懸垂幕、横断幕等の補助申請を行う際は、事前に補助対象者の保護者や所属団体、設置場所の管理者の了承を得ておいてください。

(4) 応援懸垂幕、横断幕等の設置に際しては、申請者の責任において設置し、設置

中に強風等による破損や騒音など、近隣の迷惑になる可能性がある場合は取り外す措置を講じてください。